

西宮市総合計画審議会

第4部会（第1回）

日時：平成 20 年 8 月 1 日（金）

場所：西宮市役所東館大ホール

時間：13：30～15：40

田村総合計画担当グループ長 時間になりましたので始めさせていただきます。
よろしく申し上げます。

田窪部会長 皆さん、きょうは、本当にお暑い中、総合計画審議会第4部会の
会合にご出席いただきましてありがとうございます。

せんだって、24日の総会におきまして、辰馬会長の方から部会長を命ぜられました
田窪といいます。どうか、本当に、ふなれな、議会の先輩の先生方がおられる中
で部会長を仰せつかりまして、何とか皆様方の協力を得て議事を進めていきたいと、
このように思っております。

きょうは本当に暑い中、ご出席ありがとうございます。

また、この審議会におきましても、短期間で、10月末までに審議ということになり
ますが、八木先生、副部会長の協力、また、皆さん方の協力を得て、効率よく進めて
いきたいと思っております。

あしたには高校野球も始まるし、また、オリンピックと、また、きょう、あすじゅ
うに、国の方では内閣改造というような慌ただしい時期でございますけれども、我々、
この与えられた西宮の総合計画の審議というものに一生懸命取り組んでいきたいなど、
このように思っておりますので、どうか、ひとつご協力のほどよろしくお願いいたし
ます。

そうしたら座らせていただきます、すいません。

部会が始まります前に、きょうの出席状況の方を。

田村総合計画担当グループ長 本日につきましては7名の委員さんにご出席を
いただいております。第4部会につきましては、全体で10名のところ、7名の方に
ご出席をいただいております。

田窪部会長 ありがとうございます。

7名ということで、過半数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

それでは、審議に入ります前に、本日の項目について、予定では、基本構想、そし
て、基本計画総論、基本計画各論の計画推進第2章という予定になっておりますが、
まず、基本構想の方から進めていきます。

申しわけございません、皆さん、自己紹介はよろしいのですか。

田村総合計画担当グループ長 一応、総会の際にさせていただいていますが、
簡単にお名前だけ。

田窪部会長 では、自己紹介の方からやらせていただきます。

私、西宮商店・市場連盟の会長を仰せつかっております田窪でございます。どうぞ
よろしく願います。

八木副部会長 副部会長ということで、市議会の八木米太郎でございます。ど
うぞよろしく願います。

中務委員 農協の西宮担当理事の中務でございます。よろしく願います。

坂委員 労働者福祉協会会長の坂です。よろしく願います。

東委員 NPO法人コミュニティ事業支援ネット理事長の東でございます。公
募の市民として、策定委員にもならせていただいております。よろしく願います。

白井委員 西宮市議会の白井でございます。どうぞよろしく願います。

篠原委員 市議会議員の篠原正寛でございます。若輩者かつ新参加者でございま
すけれども、よろしく願います。

田村総合計画担当グループ長 事務局の方も。

新本総合企画局担当理事 総合企画局担当理事の新本でございます。よろしく
お願いいたします。

藤田総合企画局長 総合企画局長の藤田でございます。どうぞよろしくお願い
いたします。

田原企画総括室長 企画総括室長の田原といいます。よろしくお願いいたしま
す。

田村総合計画担当グループ長 担当いたしております、総合計画担当グループ
の田村でございます。よろしくお願いいたします。

田窪部会長 どうもありがとうございました。

では、基本構想について、事務局の方から説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 基本構想（原案）につきまして説明をさせてい
ただきますが、その前に、本日、お手元の方に資料を配らせていただいております。
そちらの方の説明を簡単にさせていただきたいと思えます。

資料につきましては、まず、先日、総会の際に配らせていただきました資料、この
うち、一部差しかえをお願いするものがございます。

とめておりますもの、上から順番にいかせていただきますと、まず、資料の 3、
第4次総合計画策定イメージにつきまして、19年度の左端の、市民のところについま
して、懇談会に、学生懇談会、商工会議所との懇談会を追加しております。そして、
右になります、平成20年度におきまして、下のところになりますが、パブリックコメ
ントを追加したものでございます。

それでは、2枚目になります、資料 5、総合計画審議会の運営要領です。こちら
は、総会の際にも修正をお願いいたしましたが、第1条の第1項第3号、第3部会に
つきまして、施策の大綱「うるおい・あいてき」と誤記しておりましたので、修正を
しましたものと差しかえをお願いいたします。

続きまして、資料の 6 になります。こちらの方につきましては、各部会の審議分
担につきまして、基本計画総論のところ、第 5 から第 7 までのところが誤ってあり
ましたので、修正しましたものと差しかえをお願いいたします。

こちらにつきましては、第 5 が、リーディングプロジェクトと表記をしておりました
が、重点プロジェクトの誤りでございます。あと、第 6、基本計画の見直しが抜け
ておりましたのと、第 7 につきましては、その後ろにずれるというものでございます。

それでは、次の 4 点目の資料 11 になります。

こちらは、総会の際に、委員の方から、事業計画の概要の中で、もう少し詳しく表
記をしたものということでご意見をいただいております。中を見ていただきましたら、
網かけをさせていただいた部分、事業概要等につきまして網かけしている部分の修正
をいたしまして、もう少し詳しい内容を記述させていただいたもの、こちらの資料と
差しかえをお願いいたします。

以上、4 点が、総会の際に配らせていただきました資料の差しかえになります。

そして、配らせていただいている資料があと 3 点ございます。

A 4 の 2 枚物、ホチキスどめをさせていただいている分で、第 4 次総合計画におけ
る基本目標の検討状況、こういった資料をつけさせていただいております。こちらに
つきましては、後ほど、基本構想を説明させていただく際に使わせていただく資料と
いうことになります。

あと二つございます。

同じく A 4、2 枚をホチキスどめをしております、数字ばかりが並んでます、横長
で見ていただく表になります。こちらの方は、後ほど、財政見通し、そちらをご説明
させていただく際に使います資料となります。

あと一つ、最後に残りました A 4 の 1 枚物になります。

第 3 次総合計画の財政フレームと決算との比較の表でございます。こちらは、総会
の際に、こういう資料が要るということでご意見をいただきました資料につき

まして、ご提出をさせていただくというものでございます。

以上が、本日、配付させていただいている資料ということになります。

それでは、続きまして、基本構想（原案）につきましての説明に入らせていただきます。

それでは、基本構想（原案）につきまして、表紙を1枚めくっていただきました1ページ、そちらの方から入らせていただきます。

まず、第1といたしまして、総合計画策定の趣旨でございます。

ここにおきましては、総合計画を策定する上での留意点、そういった内容について記述をさせていただいております。

まず、1ページ目におきましては、総合計画策定の背景でございます。

昭和38年の文教住宅都市宣言から書き起こしまして、昭和46年からの、本市におけます総合計画の変遷につきまして記述をさせていただいているというものでございます。

それでは、続きまして2ページをお願いいたします。

2ページにおきましては、前総合計画によるまちづくり、これにつきましては、現在の第3次総合計画、こちらの内容ということになります。こちらにつきましても、先ほどと同じように、総合計画を策定する上での留意点ということでございますが、直近の総合計画ということもございまして、その総括も含め、ここに詳しく記述させていただいているというものでございます。

それでは、続きまして、3ページをお願いいたします。

第2といたしまして、総合計画の役割と目標年次でございます。

まず、3ページ上段部分、1が総合計画の役割でございます。

こちらにおきまして、総合計画の果たすべき役割とその構成について記述をさせていただいております。

まず、役割につきましては、1行目にありますように、本市の長期的なまちづくり

の基本的方向、事業施策を総合的・体系的に示し、市政の指針となるものであるというものでございます。

また、構成につきましては、総会の際にもご説明させていただきましたように、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成いたします。また、それにあわせて、その後、なお書きで記述させていただいてますように、この総合計画の実効性を高めるために、必要に応じまして、行政各部門において部門別計画、これを策定していくというものでございます。

それでは、続きまして、次の、目標年次をお願いいたします。

こちらにつきましては、基本構想、基本計画につきまして記述してございます。

まず、基本構想につきましては、前の2行になりますが、目標年次といたしましては、平成30年度ということで、21年度から30年度までの10ヵ年としてございます。時代の変化、そういったものが非常に激しいというふうに言われておりますが、また、医療、保険、福祉など各種の制度や市民生活の利便性など、変化が激しいというものがある一方で、後ほど、次に出てまいります時代の潮流、時代の大きな流れ、少子高齢化でありますとか、循環型社会の移行などの大きな流れといったものにつきましては、今後10年以上もその流れは変わらないというふうに考えております。

基本構想につきましては、先ほど、1の役割で見ていただきましたように、長期的なまちづくりの基本的方向、それを示すものであり、その策定に当たりましては、先ほどの時代の大きな流れ、潮流、これを踏まえていくことが大切であるというふうに考えております。

また、まちづくりの基本的な方向につきましては、そのまちの地理的な状況でありますとか歴史的な積み重ね、こういったことも考慮していかなければならないというふうに考えております。

そういったものにつきましても、10年で大きく変わるものではないというふうに考えておりまして、そういったことを考え合わせました上で、基本構想につきましては

10年という期間を設定しております。

また、続きまして、基本計画になります。

3行目から記述をしておりますが、こちらにつきましても、21年度を初年度として、30年度を目標年次とする10カ年の計画にしておりますが、この基本計画につきましては、先ほどの構想とは異なり、医療でありますとか保険、福祉といった個別の施策事業、それにつきまして計画をしているものであります。こちらにつきましては、変化が非常に激しいというような状況も考えられますことから、10年の計画としてここへ記述をして策定はいたしますが、後ほど説明をいたします、基本計画総論、そちらにおきまして、中間年度に当たります平成25年度において見直しを行うこととしてございます。

また、実施計画につきましては、3カ年の計画といたしまして、毎年度、見直しを行ってまいります。

それでは、次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

第3といたしまして、時代の潮流とまちづくりの主な課題でございます。

ここで、潮流というふうに記述をしておりますが、ここで言います潮流とは、その流れがいいとか、悪いとかいう、そういう価値判断には関係がなく、とめること、あるいはその方向、それを変えることができない、あらがうことのできない大きな時代の流れとして考えてございます。第3におきましては、その流れにつきまして、どのような流れがあって、それが本市のまちづくりにどのような課題を提起しているか、そういったことにつきましてまとめて記述させていただいているというものでございます。

項目といたしましては、4ページにおきまして、少子高齢化の進展でありますとか、環境に配慮した循環型社会への移行、そして、5ページにおきましては、地方分権の進展、ICT、情報通信技術への対応、グローバル化の進展。

6ページをお願いいたします。

最後の項目といたしまして、生活圏の広域化、こういったものにつきまして掲げさせていただきます、それぞれまちづくりの課題、それを記述しているものでございます。

それでは、次に、7ページをお願いいたします。

第4といたしまして、まちづくりの基本目標について記述をしてございます。

7ページにおきましては、1の基本目標でございます。

こちらにつきましては、第3次総合計画、現総合計画におきましては、文教住宅都市を基調とする個性的な都市、こちらを基本目標とし、1次、2次、3次と、その基本目標を引き継いでまいりました。第3次総合計画におきましては、それに加えて、活力と希望に満ちた西宮を目指してというサブテーマを設定しておりました。これにつきましては、都市活力の向上と相まって、震災からの一日も早い復興を目指す、そういう意思が表現されていたというふうに考えております。復興をなし遂げまして、人口増とともに、まちのにぎわいと活力があふれております現在につきましては、次の目標、そちらの方につきまして検討をしてみたいところでございます。

その検討状況につきまして、冒頭、説明をさせていただきました資料のうちの、A4、2枚物でつけさせていただいております、第4次総合計画における基本目標の検討状況という資料がございます。こちらの方では、第4次総合計画、これを策定してくるに当たりまして、基本目標について、さまざまなご意見等をいただきながら検討してきたといった状況をまとめさせていただいているものでございます。

順番にいきますと、まず1番目といたしまして、市民意識調査、こちらにつきましては、18年度に市民満足度調査、19年度に市民アンケート調査、これを実施しております、その中で、基本目標に係る部分をこちらの方でピックアップさせていただいて、並べさせていただいているものでございます。

また、その次になりますが、2番といたしまして、各種懇談会等における意見といたしまして、19年度に、団体懇談会でありますとか、地域懇談会、そういった各種の懇談会を実施しております。その際にいただきました、まちづくりについてのご意見、

それを上げさせていただいているものでございます。

そして、2ページになります。

2ページの下のところになりますが、3といたしまして、策定委員会における意見でございます。昨年度設置をいたしました、市民で構成いたします、次期総合計画策定委員会、そちらにおきましても、基本目標につきまして、さまざまな角度からご検討をいただいたところでございます。その際にいただきました意見をこちらの方でまとめさせていただいているというものでございます。

また、3ページの後半になりますが、4といたしまして、学識経験者における意見、学識経験者懇談会における意見でございます。学識経験者で構成いたします、学識経験者懇談会、これを昨年度設置し、指導・助言をいただきながら策定作業を進めてまいりましたが、その際にいただいたご意見、まちづくりに関しますご意見、そういったものをまとめさせていただいているというものでございます。

こちらの方で、さまざまな意見をいただきながら検討してまいりました。ここに上げているいろいろな意見、これにつきまして、そのまま基本目標としていくことは困難でありますことから、この中でいただいているご意見、その中から、大きく集約ができますキーワード、まず、それを探すことといたしまして、高齢者に優しいでありますとか、災害に強い、心のふれあい、健康的、楽しい、心地よくつながり、心豊かななどのキーワード、それを抽出してまいりました。

続きまして、今後のまちづくりを考えました場合、心の豊かさでありますとか、生活の質の向上、まちが醸し出す雰囲気、都市の品格など、そういったものが、今後のまちづくりの重要な要素になってくると、そういったことが考えられますこと。さらには、この人口減少社会と言われる中であって、本市は他市と異なり、計画期間中につきましては、緩やかな人口増、これが続いていくこと。また、美しい自然環境でありますとか、市民の活発な地域文化活動など、誇るべき、文教住宅都市としての特性、それを有していること。そして、市民意識の多様化などに伴う人間関係の希薄化とい

った社会情勢。そういったものを総合的に勘案いたしまして、まちづくりの基本目標を『ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮』と定めたものでございます。

この『ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮』につきましては、先ほどの資料にもございますが、学識経験者からは、どのような文教住宅都市なのか、一言目からイメージが続くようなキャッチフレーズの連鎖が必要であるというご意見をいただいております。また、都市目標という性格から、子供でも老人でも口にすることができるような言葉、そういったことも考慮いたしまして、この基本目標にしたものでございます。

これからのまちにつきましては、人間関係が希薄化するだけではなく、特に、人と人との出会い、ふれあいを創出していくことが大切と考えております。

本市につきましては、現在、人が多く集まるまちとなっています。そこでは、新たな多様なふれあいが生まれてくるというふうに考えております。この新たな多様なふれあいが、働く機会、学ぶ機会、遊ぶ機会を広げ、市民生活を豊かにして、人々に感動の心呼び起こす。そして、その感動の心が、また新たな触れ合いを生み出していくと。西宮をそういったまちにしていきたいと考えまして、この基本目標を設定してございます。

それでは、続きまして、8ページをお願いいたします。

こちらでは、将来のまちのイメージということで、五つのイメージを掲げさせていただいております。

この将来のまちのイメージにつきましては、現総合計画、第3次総合計画にはない項目として記述しております。今回、このような将来のまちのイメージ、これを設けさせていただいた理由につきましては、先ほど見ていただきました基本目標につきましては、さまざまなまちづくりへの思い、そういったものを一言に表現していかなければならないということから、抽象化され、そして、凝縮されたものにならざるを得ないということがございます。このことから、インパクトのあるまちづくりのイメー

ジづくり、それには適していても、具体的に西宮がどういうまちになるかというイメージがわきにくいということがございます。また、基本目標だけでは、次、第5に掲げております施策の大綱、この総合計画に基づいて市が実施をしていきます各施策、事業施策とのつながり、その結びつきがわかりにくいということがございます。そういったことから、それをつなげるものといたしまして、将来のまちのイメージ、この計画を10年間進めていくことで、西宮がどういうまちになっていくのかといったところを五つのイメージとして設定しているものでございます。

このまちのイメージの設定に当たりまして、先ほど見ていただきました各市のご意見、そこでいただきましたご意見を踏まえて設定しているものでございます。

まず、一つ目といたしまして、市民一人ひとりが輝いて生きるまちでございます。

そして、二つ目といたしまして、子供たちの笑顔があふれるまち。

三つ目といたしまして、みんなが安心して暮らせる安全なまち。

四つ目といたしまして、水と緑豊かな美しいまち。

五つ目といたしまして、人々が楽しく交流する元気なまち。

この五つのイメージを設定しているものでございます。

それでは、続きまして、9ページをお願いいたします。

第5といたしまして、施策の大綱でございます。

こちらにつきましては、この総合計画に基づきまして実施をしていきます各施策、それにつきましては、先ほどのまちのイメージ、これをベースに、それぞれの施策をくくっているというものでございます。

ただ、先ほど見ていただきました五つのまちのイメージ、これだけでは、市が行いますすべての施策をくくり切ることができませんので、それぞれのまちのイメージにふさわしいキーワード、これを設定いたしまして、そのまちのイメージを少し膨らませることで、市が実施していきます施策をくくっているというものでございます。

まず、9ページにおきましては、市民一人ひとりが輝いて生きるまちについて、

「いきがい・つながり」というキーワードを設定いたしまして、関連する施策を、こちら、四角の中でまとめているというものでございます。

そして、続きまして、子供たちの笑顔があふれるまちについて、「すこやか・はぐくみ」というキーワードを設定し、同じく各施策をまとめてございます。

そして、10ページ、11ページにおきまして、同様に、みんなが安心して暮らせる安全なまちにつきまして、「あんしん・あんぜん」というキーワード。

水と緑ゆたかな美しいまちにつきまして、「うるおい・かいてき」というキーワード。

人々が楽しく交流する元気なまちにつきまして、「にぎわい・そうぞう」というキーワードをそれぞれ設定し、関連する施策をまとめているという形としてございます。

それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、先ほどの、基本目標から各施策への関係性、それにつきまして、12ページにおきましては表にしてまとめております。

そして、13ページにおきましては、その関係を図にしてまとめておりますが、一つの絵の中につながるということで、それぞれの各施策、大綱が関連をしていくという意味合いで、このような図とさせていただいているものでございます。

それでは、続きまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

基本構想の最後になります。

第6といたしまして、総合計画の実現に向けてということで、この総合計画を推進していく上での仕組みについて記述しております。

14ページにおきましては、1として、参画と協働の社会の実現でございます。

こちらにつきましては、(1)の下から3行ぐらいになりますが、今後は市としての責務を果たしつつ、幸せな市民生活の実現のための環境、仕組みづくりを行う市と、まちづくりの主演である市民が目指すべき都市目標を共有し、それぞれの役割分担のもとに取り組む参画と協働の社会、これを目指していきたいと考えており、市民の役

割、市の役割について記述しているものです。

そして、15ページになりますが、もう一つの仕組みといたしまして、行政マネジメントの推進でございます。

こちらにつきましては、1といたしまして、行政経営を進めるための仕組みづくりとして、効率的で柔軟な行政マネジメントシステムの確率を図ってまいります。

そして、2の選択と集中による戦略的な取り組みを進めてまいります。

そういった仕組みによりまして、この総合計画を推進していきたいということを記述しているものでございます。

基本構想の説明につきましては以上でございます。

田窪部会長 ありがとうございます。

今、市の方からの説明が終わりましたが、これから、その基本構想についての審議に入りたいと思います。

委員の皆さん方の意見、質疑をこれからお受けいたしますが、原案のページ数のどこという部分を明示されて、意見、質疑の方をお願いしたいと思います。

それでは、皆さん、意見、質問、何かございませんでしょうか。

八木副部会長 だれもおっしゃらなかったら。

この基本構想を考える上で、策定委員会もありましたが、第3次の総合計画をどのように総括して、第3次のそれぞれ出ている、例えば、施策の大綱とか、もともとの政策的なこととか、それと、第3次の総合計画の途中で、市長さんによって行政方針の柱が変わったわけです。その辺のことも含めて、第3次の総合計画をどのように総括してこれが出てきたのか。それはどうつながっているのかということが全く不鮮明でよくわからない。

例えば、2ページの4行目、「これまで、前総合計画が想定した見込みを上回る厳しい財政状況や予測を超える人口増などの状況の大きな変化がありました」、これは非常に重要なのに、これで終わっている。「こうした変化に適切に対応しつつ」、こ

れもありますが、自画自賛で、適切な対応だったのかどうかは別にして、「震災からの着実な復興、公共施設のバリアフリー化、都市型観光の振興、子育て支援を初めとする福祉や教育、文化の充実、環境学習都市の推進、電子自治体の実現など、文教住宅都市としての本市の魅力を一層高める取り組みを進めてまいりました」とあるわけです。これが、第3次総合計画のどういう位置づけの中で出てきたのか。そこが全く抜けているのです。都市型観光なんていう言葉は、第3次総合計画には一切出てきていないし、いわゆる子育て支援というのは、時代の要請で出てきたわけで、第3次総合計画の中では、言葉があるかどうかは別にして、そんなに即興的にとらえていなくて、ざくっとした構想でとらえているわけです。

その辺のことをどうとらえているのかということ、やっぱりもっときっちり総括していかないと、第4次の構想がどういう点で出てきたのかというのを明確にとらえられないと思うのです。

果たして、例えば、ここの1ページに載っている、第3次の総合計画の「活力と希望に満ちた西宮を目指して」というのが、これまでのテーマというのは、1回目の総合計画から言って、それほどぶれていないのです。言ったら、都市の基本、いわゆる市民計画がそのまま拳がっている。

ところが、今回は、非常にキャッチフレーズもそうですし、まとめ方も、例えば、子育てというのを、施策的に抽出したのは子育てだけです。本来は、1番の「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」で全部いけるはずだが、そこから子育てを抽出した。文教住宅都市でということ掲げながら子育てを抽出したことの意味、それが明確にわからないと思う。文教住宅都市だから、子供の教育は大事だからこれを掲げましたと言うのであればわかるが、その辺の説明が不十分だと思うのです。そのくくり方もよくわからない。

確かに、わかりやすくということで平仮名を使うことはあるが、実は、平仮名とか片仮名というのは非常にわかりにくいものです。漢字の方が言葉の意味としてははっ

きりわかるという、そういう宿命的な性格はありますよね。やさしそうに見えるけれども、平仮名使うことによって、かえってぼやっとしてわかりにくくしたという。子供たちとか、普通の人でもわかるというふうにするのは非常に大事なことです、それは平仮名を使うことではないはずで。

確かにやさしいイメージを受けるが、本当にそれでいいのかなという気がして仕方がないので。

全部言ってしまったらあれなのですが、その辺、第3次の総合計画の総括を、策定委員会とか市の方でどのようにされて、どうつながっているのかということが全くわからない。

だから、出てきたものがどうですかと言われたら、そうかなとは思いますが、第3次をつくったときは、いわば震災の後で復興しなければいけないということで、結構、この辺の吟味をしないできたと思うのです。震災の総括にしても、震災の教訓にしても、さほどきちっと吟味せずに、震災の教訓として、第3次に書いてありますが、基本的には私はこれで合っていると思うのです。それが、我々の西宮市の施策とか政策などにどのように生かされて、それがどうだったのか、それで、この4次が出てくるべきで、第4次の総合計画こそ、震災の教訓をきっちりと生かして、被災地としての西宮の次の総合計画をきっちりとつくるべき時だと思うのです。

その辺の視点が、極端に言うと、やっぱりかなり抜けているのではないかと思うのです。

確かに、第3次をつくる時には財政的にも大変だったし、皆、そんな余裕がなかった。何とか復興しなければということで、3年間、計画を延ばして取り組んだことについての弊害とか、特に財政面で、非常に職員の皆さんにもご苦労をかけて、市民の方にもいろいろご辛抱を願ってきたわけです。そのようなことが一切書いてない。

そこをどうするのか、それをどう総括するのか、僕はやっぱりそれをきっちり書くべきだと思う。市民の皆さんに、福祉の面とかいろいろな面で、かつての西宮から比べ

ると、やっぱり後退したわけです。後退せざるを得なかった。そこをやっぱりきちっと書いていかないと、「にぎわい・かんどう」なんてちょっとよくわからない。そこがどうなのか、その視点を見ていると、少なくとも、被災都市で、その間、一つの方向として、私は、環境学習都市の方向を打ち出していると思うのです。その辺の流れもやっぱり抜けていると思う。その後どうするのかという話だと思うけど。

だから、基本構想というのは、やっぱりもっとじっくりとよく練ってつくらないといけないと思いますよ。

市民のアンケート調査からいくと、やっぱり安全・安心なのですよ、やっぱりそんなのです、やっぱりがつくほど。ところが、安全・安心は挙がっているけど、一番には挙がってきていません。

西宮市民の皆さんが基本的には合意だという文教住宅都市を基調とするには、本当にこれでいいのか。僕は、それは間違いないと思うが、今度は、文教住宅都市が何かという議論をこれまでにしてこなかったのですよ、結構。例えば、関学の総合政策が三田市へ行ったことは何だったのか。関学の初等部が宝塚市に行ったのは我々にとってはどうだったのかということです。

文教住宅都市。議会の方でも視察に行きますが、やっぱり大学一つを、みんな必死で誘致したりしている。もう完全にその市の一番の目標にして取り組んでいます。

そういうことも含め、やっぱりもう少し、この第3次総合計画の総括というか、この10年間歩んできた道のりをもう少し的確にとらえて、我々が過去の10年間でやってきた文教住宅都市の施策、政策、そういうものがどうだったのかを、そこをやらないと、相変わらず同じパターンになる。西宮らしさと言うけど、何が西宮らしさなのかがよくわからない。

よくできているのですよ、できてはいるけれども、コンサルがつくったものなど、何ぼつくっても、あっても仕方がないという気がするのです。

その辺をずっと私は言っているが、いまだかつて出てこないのです。きょう言い出

したものと違って、昔からずっと言い続けてきたことなのです。

田窪部会長 八木副部会長さんのご意見ですが、ほかに、坂委員さんの方から。

坂委員 私も同感ですね。率直に言いまして、さっきご指摘があった、2ページの、「見込みを上回る厳しい財政状況」という表現は、よくこんなことが言えるなと率直に思っている。

3次の総合計画審議会のときに、ちょうど審議委員の雑古議員が、こうやって並んでいる方たちを前にして、これは会議録を読んだらそう書いてあるのですが、あなたたちはもう10年後には在職していないではないか。そのときに、見込みがどうだったかということについて責任がとれないではないかという言い方をされているのです。

だから、後で出てくる財政収支見込みの問題になるわけですが、いわゆる計量経済学的手法で、しかも、平成10年、ちょうど10年前というのは、例の長銀破綻などの問題があって、消費税が3%から5%になって、景気がもうだめになっていく過程だった。その中で、税収入がものすごく伸びるようなバラ色のことを書いていった。その結果をどう評価するのかということについて、ここの中では、確かに何も書いていない。たちまち、平成11年だったか、計画がスタートした年ぐらい、あるいはその翌年ぐらいで、投資的事業の40%カットなどをやっている。これは、議会でも随分議論があった。きょうも議事録をのぞいてきましたが、当時、スタートしたばかりなのに、投資的な事業について大幅にカットするとか、あるいはその後、職員の給与カットを手始めに、行財政改革という形で市民負担を増大させていくという流れになってきているのです。

だから、見込みを踏まえると言うが、それは、当局が、そういう指摘があったが、それを押し切った結果こうなったわけであって、そこのところをどう総括するのかという点について、やっぱり何も書いていない。それはもう八木委員がおっしゃったとおりだと思うのです。それでは、また同じ轍を踏むことになるではないかと。やっぱりきちっと10年間見通してやるなら、前回の失敗がどこに原因があったのかというこ

とをきちっと書かなければいけないし、3総全体としてどれだけのプラスがあったのか、マイナスがあったのかというのも当然総括すべきものだし、それができないのであれば、何も急いでつくることないわけです。例えば、ことしつくるのを先延ばしをして、そして、あと1年なり2年なりかけて総括をまずつくるというやり方だっているといますから。

その意味では、ちょっと余りにも急ぎ過ぎていて、しかも、最初のボタンが、前回からかけ違えたままになっているから、これでは同じ轍を踏むのではないかなという心配をします。

それから、もう一つ、今ちょうど言われたところで、僕もメモをしていたのですが、8ページのところ、具体的なまちのイメージという点では、これは確かに、僕も一つ一つは賛成です。賛成ですが、西宮らしさという点で言うと、どうなのかなという問題があります。どこのまちへ持っていっても、これ全部が共通に書けるという思いがあるわけです。

それから、三つ目には、安全・安心の問題で言うと、これはまさにトップだという意見も全く賛成です。

例えば、今度の計画各論の中で、校舎の耐震化をすると。これは27年ぐらいまでにする予定になっているようですが、これも、議会の議論の中で、今から数年前に、当局答弁として、学校の耐震化を急がなければならないと言われたことに対して、金がないからすぐにはできませんし、一度揺すられたが、大丈夫だったから、次に揺すられても大丈夫でしょうという、極めて非科学的な答弁が議事録に載っているわけです、教育委員会の答弁として。そのことも、総括しなければいけないと思うのです。震災復興計画でまちをよくしていくという点では、確かに急いだ部分があります。しかし、その限られた財源をどこに分配していくのかと言ったら、学校など、これ四川省大地震がなかったらもっとおくれていたと思いますが、文科省が消防庁の発表に基づいて、学校の耐震化を進めなさいという指示を出す前後の議論なのです、その当局答弁が、

ものすごく感覚がずれていると思うし、僕も、労働組合の交渉で何回かやりとりをしたことがあります。そういうことにほっかぶりをしたままというか、総括しないままで、みんなが安心して暮らせる安全なまちと言っても、それこそ子供たちが一番危ないわけです。

例えば、僕らがあおのときに言ったのは、すぐに直さないのなら、各校舎の危険箇所を公表しなさいと。ヘルメットを各教室に置いて、一回揺すられたとき、逃げるときに、その危ない箇所は通らないような避難道をきちっと作りなさいと。ハードが直るまで何もしないというのは駄目だという話をしたけれども、多分、いまだにしてない、何も。そんなことで、本当に子供に対して責任が持てるのかと思います。そういう意味からも、せっかく総合計画をこうやって力入れてつくるのだから、そうした問題についても、やっぱり総括というものをきちっとしないと、ほかにも公共の建物で結構いろいろとあります。体育館の建てかえなども、一つの理由だと聞いていますから、それならそれできちっと書くべきだという点では全く同じ意見です。

東委員 私も、第3次計画の反省が見られないと思うのは同感です。

ただ、後ろの方に、私、策定委員をさせていただいておりましたが、それほど熟読していないのですが、満足度調査の結果と、もう一つ、市民のアンケート調査の方も一緒に検討させていただいていました。私は、その第3次計画の反省が課題として挙がっていないことが一つと、満足度調査の中から出た答えに沿った形であればまだ納得がいくのですが、12の、35ページをあけますと、重要度の平均スコアが書かれています。先ほど、八木先生の方からお話がありました、都市型観光などというのは第3次計画の中に入っていない、後から出てきたことだよねとおっしゃったことで、私も気にとめて見ていたのですが、例えば、35ページの下から数えて2番目に、重要度が下から数えて2番目に入っているようなことが、前総合計画によるまちづくりの中で、こうやって進めてきましたと書かれているなど、余り合致していないのではないかなと思います。反省や課題をきっちりと踏まえた上での計画になっていないのでは

ないかなと思ったところがまず一つ。

それと、あと、3ページ目の、総合計画の期間なのですが、これは前々から気になっていたのですが、市長が新たに変わる時期があると思います。そのときに、市長が出されるマニフェストによって総合計画というものが根本的に大きく変わってくるのではないかと考えています。例えば、基本構想、基本計画というのは、大きな柱なので、まあ10年で、ここから直すというと大変だということはあるのかもしれませんが、実施計画は、それに沿った形で大きく譲歩しても良いのではないかと、3ヵ年が第1期になっていますが、市長の任期にあわせた形で進めるのがよいのではということが2点目です。

ありがとうございました。

田窪部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、何かご意見ございませんでしょうか。

篠原委員 初めてなので、どんな雰囲気なのかなと思っていたら、ゴングがなって、いきなりポコポコっという感じで、何かこれどうなのかなと思ったりするのですけれども。

どこまでいろいろなことを言ったものか、結局は、最終的に、特にこの構想部分に反映されるのかということに関して、非常に僕はあきらめがいい方なので、そういう観点から、直してくれそうなところだけちょっとお話をさせていただきます。重複するものは極力省くつもりです。

まず、基本目標ですが、『ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮』、この言葉自体は別に駄目とも思わないし、反対もできないし、こういうことかなと思うのですが、そのもとになっている、この上の、下から7行目、「人と人との」から始まる4行ですね、この、「ふれあい 感動」に持っていくための最後の出口の論というか、その部分が、何かかなり、ごめんなさい、印象の話になりますが、私は強引に見えるというか、ここはもう思いっきり「感動を呼び起こすのだ」というふうに決めつけたりとか、

また、「新たなふれあいを連れてくるものだ」みたいなことで言い切っているのです。表現として、最初に「ふれあい 感動」があって、それを逆に説明するためにこれがあるような印象を持ってしまうので、これは可能性の話だと思っし、これ以外にも、何も正しいことがないわけではないので、そのあたり、少し印象を変えられたらどうかというのが1点と。

その次のページの、将来のまちのイメージの中で、1から5、これも、何か反対できるものではもちろんないのですが、1番の「輝いて」という表現だけが妙に僕の中では浮いているのです。というのは、例えば、ほかのものは、子供たちの笑顔あふれるでは、笑顔があふれているのか、あふれていないのかは、それほど人の評価というか、尺度みたいなものは大きく違わないし、安心して暮らしているか、安全かということもそれほど違わないし、緑豊かか、美しいかという尺度も、それほど人によって倍ほども違わないし、交流しているか、元気かということも、その尺度がそれほど違わないけど、輝いているかという話は、非常に主観によっては激しいというか、何が輝いているのかというのは、実際に光を出すわけではないから、ものすごくしんどい表現というか、ここだけが、「輝いて」だけが、笑顔とか安全とか、美しいとか元気とかというような、余り人がとり間違えしないものに比べて、非常に何か浮いている感じを持つので、この表現も、ほかにもし選択肢があればと思っています。

なおかつ、先ほど、八木さんがちょっと触れられたのですが、これをこのまま大綱の項目に持ってくれば自然だと思っしのですが、キーワードに持ってきて、それを平仮名化することによって、むしろ、何となくわかりにくい。平仮名にしているのは、決して子供たちに読ませたいからではないですよ、そのほかの文章を見ると、子供たちが読めるようなものとは全然違うと思っしので。実は、いろいろなまちの総合計画を勉強しますと、結構出てくるのです、平仮名が。だから、一つの最近のはやりなのかもしれないませんが、これはもう1から5までイメージを上げたのだったら、そのままここに書く方が、もうべたべただけど、わかりやすいのではないか。このキーワード化

することの意味がちょっとよくわからないと思います。

それと、これはここに載せるべきかどうかという議論があってもいいと思いますが、先ほど、東さんがおっしゃられたそのマニフェストに、今後、前回の基本計画になかった概念として、マニフェスト解禁ということと、財政健全化指数の公表というものがあると思うのです。これについて、全く触れないというのは不自然だと思うので、この構想の部分で触れるのかどうかというのはまた考えてもいいと思います。

例えば、今年も市長選がありますが、候補者が出てきたときにマニフェストを掲げていた人が当選した場合、それとこれはどう整合性をつけるのかとか、それから、四つの財政指数も、当然、今年の秋になったら、おもしろおかしく、いろいろなまちの数値はこれですと新聞発表されますよね。そういうものと、この総合計画というか、財政指数自体の構想というか、どういうふうにその四つの数字をコントロールしていくのかという、若干、最後の方の各論の説明には載っていますが、四つの指数という表現ではないので、やっぱり一般の人は、新聞を見て、西宮市の発表しているのを見てという可能性がありますから、そういう財政側からのマーケティングみたいなものも、むしろ触れておかれる方がいいのではないかというふうに思いました。

以上です。

田窪部会長 はい、ありがとうございます。

白井委員 いろいろ言われました、3次総からいろいろ出てきて、4次総につながるというお話のとおりだと思います。私の方からは、西宮市は都市宣言をしていますよね、四つ。その中で、メインにきているのが文教住宅都市になっています。あと三つが、環境学習都市宣言、平和非核都市宣言、安全都市宣言ですが、この辺の部分が全く見えない。

まちづくりに関する都市宣言ですので、やっぱりこの四つの柱が大事ではないかと思うのです。それが見えてこないのが、今回の4次総ではないかと思うのです。これは、どこかにきちっとした形で掲げるべきではないかと。これが一番柱になり、いろ

いろなまちづくりができ上がってくるのではないかと思うのです。

先ほどもいろいろありましたが、その文教住宅都市宣言、何で文教住宅都市がこの部分にくるのかということも、ちょっとわからない部分がある。宣言ができた当時は、30万市民のときです。それからもう45年がたち、本当にそのときにふさわしい開発がなされてきたのかと言えば、恐らく、最初の出発のときと全然違う方向にいつているのではないか。こういうまち並みだというはっきりしたものがなかった時点で出発しているから、ずっといまだにマンションが多く、何か全然構想と違う、この住宅都市って何のこと、何を言っているのかということも全然わからない部分があるわけです。それをまたメインに持ってきて、一体何をするつもりなのかということをものすごく感じます。

それと、あと、将来のまちのイメージです。先ほどもちょっといろいろ上がりましたが、そのキーワードの部分で、もう全然、私個人の考えですが、キーワードには、この5点が上がっていますが、その中で、例えば、1番の、市民一人ひとりが輝くということで、キーワードでいったら「輝き」でいいのではないかと思います。その中で、あと、施策がいろいろな形で膨れ上がると思うのです。それと、2番目の笑顔、笑顔は「笑顔」でいいと思います。それから、3は「安心・安全」、それから、4は「美」とか、5は「元気」とか、この辺が逆にキーワードになってくるのではないかと思います。ここからいろいろな形で、展開はできるという感じを持っております。

以上です。

田窪部会長 市の方から。

田村総合計画担当グループ長 かなりたくさんご意見、恐らくご質問に係る部分もいただいたと思うのですが、すべてをちょっとお答えしきれんかどうかはわかりません。

まず、現在の第3次総合計画の総括というご意見をいただいておりますが、これにつきましては、資料といたしましては、総会の際にお配りさせていただいた資料でい

きますと、 7、第3次総合計画の実施状況等という資料を作成し、つけさせていただいております。こちらにつきましては、確かに、第3次総合計画につきましては、定性的な計画で、特に、数値目標等を定めているわけではありませんので、まとめるといいますが、実施してきました事業、そういったものを各施策ごとに記述させていただきました上で、それぞれの施策に、現在、20年度以降についてどのような課題があるかということをもとめさせていただいております。こういったところの課題、これを踏まえながら、第4次の原案の方に記述してきているというものです。

総括といたしましては、こういう資料をつけさせていただいているというものです。

あと、構想の記述の内容等につきましては、ご審議をいただきました上で、こうすべきだという審議会としてのご意見を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

あと、期間の中で、マニフェストのお話が出てきたかと思えます。

マニフェストにつきましては、たしかに新しく出てまいりましたので、他市におきましても、総合計画とどのようにあわせていくかということがいろいろと考えられ、いろいろな対応がなされております。問題は、マニフェストそのものがどのようなレベルで出てくるのかということもございますので、当選された市長のマニフェストを見ないと何とも言えないところがあると考えています。ただ、他市の状況等を見ますと、先ほど、東委員がおっしゃられたように、実施計画の段階レベルでマニフェストにあわせていくというところが多いのかなと見ております。基本構想、基本計画まで、マニフェストによって変更しているところは余り見受けられないように考えています。

期間につきましても、3年間の実施計画として、毎年見直しをしてまいりますので、その毎年の見直しの中で、新たなマニフェストともあわせていくことが一つ考えられる手だてだと思っております。

それと、原案の中の話になりますが、まちのイメージと、キーワードのお話が出ています。

説明のところでもちょっと触れましたが、キーワードを設定させていただいているのは、このまちのイメージだけでは、すべての市が行っています施策をくくり切ることができないのではないかと考え、キーワードという形で、少しイメージを膨らませて、すべての施策をくくるというか、まとめる形で考えているものです。平仮名を使っていますのは、親しみやすいとか、そういったところを考えておりますが、そちらにつきましてはご議論いただければと思います。

とりあえずは以上です。

新本総合企画局担当理事 部会長、よろしいですか。

ちょっと補足説明といいますか、説明し切れていないところのご説明をさせていただきます。

まず、3次総合計画の総括がどうかというお話が先ほどから出ておりますが、市の方では、この2ページに書いている内容が3次総合計画の総括だと考えております。総括というのは、例えば、過去にこういうことをしてきたが、こうなったのがどうだったかという、その経緯を書くと同時に、どんな課題が残っているのかということを読み出すのが総括であると我々考えております。そういう意味では、この2ページで書いております前総合計画のまちづくりで、これまでにこういう対応をしてきました、もちろん、その対応の仕方についてどういう反省があったのか、なかったのかという部分はあろうかと思いますが、基本的には、こういう状況の中で、こういうまちづくりを進めてきましたということを一書かせていただく。それを進めてきたけれども、なおかつこういう課題があるということが、次の総合計画につながる課題、あるいはそういうものの総括と考えており、それでいきますと、「しかし」以降の行でございますが、要するに、本市は、全市的には緩やかな人口増が続く、けれど、その中で、一部の地域では急激な人口増が出てくる。こういう状況を踏まえたまちづくりを進めなければならないというのが一つの課題だと考えていますし、産業活動の活性化はもう当初から、本市の文教住宅都市というときに、文教住宅都市らしい産業という面で

の活性化はずっと課題でございました。これが3次総合計画で、もう完全にでき上がったのかと言えば、やはりそうではないということもございます。

それから、文教住宅都市としての、いわゆる本市らしい取り組みの中には、当然、市民生活における安全・安心の確保を初め、学習環境の充実、緑の創出や美しいまち並み、こういった面での取り組みが今後の課題であるというふうに、市の方としては総括しているということでございます。

それから、坂委員の方から、その総括に関連して2点。1点は、前回の第3次総合計画での歳入見込み、収入見込み、あるいは財政フレームがどうであったかというご意見が出ています。これにつきましては、基本計画、各論の計画推進編の第2章で、財政フレームはこういうふうに考えますということの説明になるかと思しますので、そのところでまたご説明をしたいと思います。

それから、耐震化について、過去の市の対応等については、ご指摘のあったとおりでございますが、現時点では、市としては、学校も含めた公共施設の耐震化を、極端に急ぐ部分とそうでない部分が建物の状況によって変わりますが、原則、27年までに全部実施するという計画にしているということでございます。

それから、あと、今回お配りしています資料にあります、第4次総合計画における基本目標検討状況の中の市民の意識、この中で、重要度、満足度調査でいきますと、災害に強いというのが一番にきます。それから、市民アンケートでいきますと、高齢者や障害者に優しいというのが一番にきて、2番に災害に強い、3番に心のふれあい、というように、必ずしも、災害に強い、安全・安心が一番トップだというふうには読めないのではないかなと思っております。それぞれ皆さんの思いがあるということで、具体的なまちづくりについての意見の中でも、いわゆる安全・安心のご意見もあれば、この高齢者に優しいとか、そういうご意見もいただいていると考えております。

そういう意味で、先ほどの、基本目標の考え方も、まちづくりに対する思い、こういうまちづくりがいいのではないかというご意見、これにはいろいろなご意見がござ

います。策定委員会の中での第3回目の集約、2枚目の資料の3ページの中でも、命輝く文教住宅都市以下、そういういろいろな都市目標にしてはどうかというご意見をいただいておりますが、やはりこうしたものを全部並列する、あるいは書き込むことは基本目標としてふさわしいとは言えず、これらを集約したものを何か一つ打ち出さなければならないということがやはりあります。その中の一つに、こういう検討状況がありますし、市民意識調査というものも考えていくべきであろうと考えております。

それから、篠原委員のお話の中での、基本目標の上の説明ですが、基本目標を持ってくるまでの文章表現については少し問題があるのではないかとご意見をいただいておりますので、市としても一応考えていきたいと思っております。

それから、まちのイメージの中での、輝いてという1点目のお話ですが、これにつきましても、先ほど説明しております、基本目標についての検討を策定委員会等で行ったときに、やはり輝くとか輝いてとかの言葉を都市目標にするべきだ、中でも、命輝くとか、いろいろなご意見をいただいているわけです。そういうことを踏まえて都市のイメージをつくったということでございますので、この輝いてというのが、ある意味で主観的過ぎるのではないかとということもございしますが、このまちのイメージ、それから、基本目標を定めた経緯などを、ある意味で、総合的に判断した一言で説明しており、そういうところを踏まえた表現であると考えております。

それから、東委員からいただいております、期間、マニフェスト、市長の任期の話ですが、これは、実施計画を市長任期にあわせるというお話ですか、それとも基本構想をというお話ですか。

東委員 基本構想は基本的に、多分無理でしょう。

新本総合企画局担当理事 実施計画をということですね。

東委員 はい。と思いますが、せめてということです。

新本総合企画局担当理事 わかりました。ですから、実施計画につきましては、例えば、市長の任期ということになると4年ということになりますので、これまで市

がつくっている実施計画は3年単位で策定していますが、考え方としては3年単位のものでも別にいいのではないかなと考えております。

それから、白井委員からいただいています、キーワードの拾い出し方、一つのまちのイメージの中の表題に含まれている言葉、それだけでいけるのではないかということですが、これは、先ほど課長の方から説明させていただきましたような、笑顔なら笑顔だけで、ここに上がっている施策全部をくくるということが、少ししんどいのかなと考えております。また、都市宣言のお話の中で、なぜ文教住宅都市だけかということですが、都市宣言というのは、やはりそのときそのときの社会経済状況やまちづくりの状況を踏まえたときに、特にこの部分について力を入れてやっていこうじゃないか、あるいはこの部分についてはこういう方向で都市をつくっていこうという、ある意味での個別具体的な目標というものが都市宣言になるのかなと思っております。

そういう意味で言いますと、文教住宅都市は、その内容自身がまち全体を含んだ内容であるということと、この宣言が出てきた経緯、要するに、本市を二分するような意見、まちづくりのいろいろな意見がある中で、最終的に、文教住宅都市の方向にまちづくりが決まったという経過もあつての都市宣言ということですが、また、その文教住宅都市が具体的には何かというご意見もあります。

それについては、例えば、これまでも言っております、美しい自然環境とか、いわゆる本市の置かれている、あるいは市民の活発な地域活動、文化活動、そういったものも含めての内容ということですが、こういう宣言だから基本目標に持ってきたというよりは、宣言の中に、そういう基本目標にふさわしい内容がふくまれていたため、本市の総合計画の第1回のときから、それを都市目標にしているのだと理解しておりますし、この点については、いわゆる市民の理解というか、そういう合意が得られているのではないかと考えております。

以上でございます。

八木副部長 市長のマニフェストと総合計画の関連で、市長の行政方針が途中で、いわゆる総合計画の四つの柱とは変わってきたわけです。それは、まさしくマニフェストと関係することです。あの当時、マニフェストはなかったが、要するに、市長の考えによって、総合計画の立て方が変わったわけです。事実そうです、行政方針はそうでしょ。それについてどうなのかということ聞いたはずだが、それについては一切回答がなかった。

今、この第3次総合計画の施策の大綱というのは生きていますか。生きていないではないか。どこにも全然生きていない。これを、どこに当てはめるのか、僕らはリンク集をもらわないと、関連集をもらわないと点検できなくなっているのですよ、現実には。そうでしょう、違いますか。

なら、総合計画って一体何なのかというふうに僕は思っているわけです。そのときは、僕も、あまりきついことは言わなかったけど、僕は変えるべきではないと思う。

例えば、今のイメージに合った言葉に変えることは、僕は賛成だが、柱は絶対に変えるべきではないと言って、図も資料も出して、議会で質問しましたでしょ。そのことも、結局、今回の総合計画には一切触れられていない。今の山田市長の行政方針の施策の大綱はこれですよということが一切書いていない。全然もう関係ありませんよ、第3次の総合計画、当初のものなんて。

それについては明確な答弁がずっとなかった。市長がおっしゃることだし、行政方針でそう言っているのだから、それはそれでいいのだろうと、リンク集をつくってくれるのだったら、それはそれでいいだろうということで我々はきたのです。だけど、本当にそれでいいのか、僕はずっと疑問に思っています。それだったら、僕は、基本構想まで踏み込んで、市長は総合計画を途中で改正すべきですよ、僕はそう思いました。そうでないと混乱を招きます。もう実際、混乱しています。

だから、なぜ僕が言っているかいうと、まちづくりの基本目標の中に出てきている、「子供たちの笑顔があふれるまち」というのは、そこの中で出てきたわけです、そう

でしょ。だから、これは市長のマニフェストだ、山田市長の。だから、第3次総合計画の施策の大綱とか、基本構想の中に出ていたことではないわけです。要するに、時代に合った飾りで作られてきたものです。この「子供たちの笑顔があふれるまち」が悪いと言っているのではないですよ、僕は非常に的確だし、いいと思っています。だから、それをするのだったら、もっと「総合計画とは何なのか」ということを議論しながら、そこを皆さんがよくわかるように変えていくべきではないのか。そういうことが自由にできるのであれば、あまり基本構想みたいなものは気にしなくても、市長がかわったら変わりますよと言っておいたら幸いです。

新本総合企画局担当理事 ですから、今のマニフェストのお話で、他市の例を見ても、首長がかわって、その首長の判断によって、そのとき策定している総合計画、特に、基本構想部分ですが、そこを修正するというケースもございます。それは、当然、新しい市長というか、そのときの首長が、その構想はやっぱり見直そうというリーダーシップを発揮して見直されるものと我々は思っています。

ですから、新しい市長は、前の市長というか、以前につくられた構想でも、これで構わないですよと、私の考えるマニフェストはこの中に組み込まれていますよということで、そのまま前の基本構想を年限まで使うという市長も結構あるというのが事実です。

それと、八木委員がおっしゃっていることについて、マニフェストとは、柱立ての中で、どういうことをやるのかという具体的な事業施策であり、これが公約と言われるものだ和我々は理解しています。基本的にこういう事業をします、こういう施策をしますというのがマニフェストですから、その具体的な事業施策について、例えば、今の総合計画の中にその内容が盛り込まれている、あるいはそういうふう読み込めるということであれば、特に、総合計画の改定ということは出てこないのだろうと思うわけです。

今、おっしゃっているその柱立てが、確かに、公約、あるいはその公約を受けた行

政方針の中でそういう柱立てをしているというのが事実ですが、それでも、その柱立てが総合計画をかえるほどの柱と考えるかどうか。その判断として、今は変えなくてもいいだろうというのが市長の判断でございます。そこで、次のこの4次総の柱立てがどういうものになっていくのか、あるいはこの4次総の柱立てを変えるようなケースが出てきたときに、じゃあ、もう一度それは、今ここで議論が出ているように、基本構想を変えるべきではないかという議論にまでなるのかどうか。これはそのときのお話だと考えております。

八木副部長 それだったら言わせていただきますが、基本構想と、毎年、毎年の行政方針の市長の視点は、施策の大綱とは一致しなくてもいいのですか。少なくとも、これがベースにあって、そうなったら市長はこういうふうに考えますよと。もちろん、細かい施策で、私はここを大事にしますというのはよろしいよ。だけど、例えば、「ともに生き、ともにつくるまちづくり」、この言葉は変えてもよろしいです。でも、その表現は変えても、この1番、2番とかありますが、そのくくりは、私はそれほど変えるべきではないと思うのです。そこを変えてもよろしいよ、現実に変えているのだから、そうでしょう、変えたでしょう。変えたということの意味合いを、第4次総合計画をつくる時に皆さんに説明していますかと僕は言っているのです。全く変わってきていますよ。

新本総合企画局担当理事 ちょっと待ってください。

ですから、今おっしゃっているのは、3次総合計画の大綱が市長の行政方針と食い違っているというお話をされているわけですね。

八木副部長 そうそう、そうそう。

新本総合企画局担当理事 ところが、今やろうとしているのは、4次総の大綱を決めましょうというお話をしているだけであって、この4次総の大綱がこう変わるでしょうというのは何も今はわからないわけです。

坂委員 そうではない、それは違う。

今、総括の話から入っていくのはそこなのだが、何でじゃあこの六つの基本目標がこっちへ変わったのかということを経括してもらわないといけない。途中でがらっと変わっているわけです。それはそのときに便宜的にやりました、だけど、ここでちゃんと総括して書いていますと言うけれど、では、この6本の柱に基づいて何の総括が書かれていますか、ここには何もありません。それは、途中経過で、今、八木さんが言われたように、もう変わっているから構わないのだという、いわばそういう流れですよ。そんな乱暴なやり方はないと思う。

八木副部長 いや、新本さん、これね、山田市長が出した行政方針の柱を入れたらよくわかります、ぴったり合っているのです。

新本総合企画局担当理事 ちょっと待ってください。

今、八木委員はそうおっしゃいますが、行政方針に書いている柱とこれは全然違います。「子供の笑顔あふれるまち」というのは、何年か前の行政方針の中に使いましたが、今の、例えば、20年度の行政方針の柱は全然違いますよ、これとは。

八木副部長 いや、流れがわかると言っているのです。

新本総合企画局担当理事 いや、3次総の柱立てと違っているのは事実ですが、今言っているように、今の行政方針に書いている柱がこれかと言われたら、それは違いますよということです。これは見てもらえればわかります。

八木副部長 いや、違います。何が言いたいのかというと、これと行政方針の柱は、基本構想の、例えば、施策の大綱、まちのイメージとかまちづくりの目標とかは、少なくとも行政方針のポイントであり、柱であるはずだと思っているのですよ、そうでしょ。それでなかったら、西宮市の基本構想なんて意味がありません。少なくとも、そこにうたっていることは、市長が変わろうが変わるまいが、基本的に順番や強調の仕方は変わるとしても、少なくとも、もちろん、全くこれと正反対の市長を市民が選べば別ですよ。でも、そうでない限りは、これが基調、基本となるべきものです。だから基本構想なのです。

そのときに、行政方針というのは、それを、その時々で明らかにするものですが、そこにある柱は、動かないものだとは私は思っているわけです。ところが、山田さんはそれを変えてしまったわけです。僕は、なぜ変えたのかと、変えたときに質問しました。なぜかといったら、僕はそのようなものではないと思ったからです。

言葉とか表現とか、平仮名にしようが片仮名にしようが、市民にわかりやすい表現にかえることは賛成です。だけど、基本的なところは変えるべきではないと思うのです。しかし、実際は変えたわけです。その流れを、私はきちりと説明するべきではないかと言っているのです。

新本総合企画局担当理事 行政方針で、市長がこういうことをしますと言うときの柱立てが、今、八木委員は、基本構想の施策の大綱の柱立てと同じものでないとおかしいというご意見ですね、そういうことをおっしゃっているわけですね。

八木副部長 そうです。

新本総合企画局担当理事 我々としたら、別に行政方針は、毎年度つくるものですから、そのときそのとき、単年の、わかりやすい柱があれば、例えば、過去にも幾つかありましたが、都市型観光とか、子供の笑顔あふれるまちとか、文教住宅都市の特性を生かすとか、いわゆる同じ行政方針の中でも、現実には、年度が変わったときに違う柱立てをしています。だから、施策の大綱を変えて、行政方針用に一つのくりをつくって、それをずっと使ってきているわけではありません。これは、実際の話として。

私が言いたいのは、3次総の施策の大綱とも違いますが、年度によってもその組み立ては変わっていますということなのです。だから、行政方針というのは、市民の方にこういうことをやるということを理解していただけるような構成をとっているということです。

八木副部長 いやいや、それを言うのだったら、私が、第3次総合計画の財政フレームの総括をして欲しいと言ったときに、できない理由として、内容が全然変

わっていて、区分が変わっているの拾いようがありませんって言いましたよ。要するに、どれがどれに関連しているのかを、全部、僕らは表をもらうわけですよ。実際、第3次総合計画の構想に分けたものと今のものとはこうですよという対照表をもらってやっとわかるわけです。そうでしょ。そういう実態を、僕は、ちゃんと皆さんに報告するべきではないのかと言っているのです。総合計画がそれでいいのかということですよ。

それが、そういうことをしなくてもいいと済ますのだったら、私は、総合計画とはそういうものですよということを皆さんに言わなければならないと思う。10年間とか言っても、結局は、また、市長が変わって、そのくくりが変わったら、リンク集をいっばいつくって進めるものですよ。僕はそのようなものではないと思うのですが。

少なくとも、この大きい柱、施策の大綱は構想の中に入っているのだから、これはやっぱりずっと守っていくべきものだと思う、その分け方ですよ。実際は、その分け方に不便が生じるかもしれない、ものすごく不便が生じたのなら、私は、途中で変えるべきだと思う、実態にあわせて。不便なまま使うべきではない。そういうことを、僕は、第3次総合計画の反省としてするべきだと言っているのです。

新本総合企画局担当理事 だから、今ここでお話ししているのは、今の時点で、これに変わる、いわば、将来の行政方針なり、あるいは次の市長がどういう柱を考えられるのかというのがまだわからないわけです。だから、今お話になっている議論は、そのときに、この4次総で決めた大綱を、変えるというときの議論です。

八木副部長 違う、そんなことは言っていない。

新本総合企画局担当理事 3次総の状況がどうかということについては、今言ったように、基本構想を変える必要まではないだろうという判断のもとに、毎年度、市民に理解しやすい形で行政方針をつくっているというのが実態です。

八木副部長 だから、僕は、行政方針のあり方もやっぱり問われるべきだと思います。

それと、行政方針というのは、その年の市の基本姿勢です。一方、こちらは10年間のスパンの基本姿勢です。その項目が違ったら、ややこしくて困ります。

東委員 すいません、ごめんなさい、勉強不足かもしれませんが、その基本構想とか基本計画とかは確実に10年でなければならぬみたいなものがあるのですか。

新本総合企画局担当理事 ですから、基本構想についての期間の決め方は、先ほど、副部長に説明したように、どういうことで決めるのかということになります。まちづくりの長期的な方向を示すことになるため、そのときに何を考えるのか、一つには時代の大きな流れがあります、それから、西宮というまちが、地理的にどういう状況にあり、あるいは歴史的にどういう積み重ねをしてきたか、そういったものもやはり動かすことはできません。そういうものが、向こう10年で変わると言うのであれば、10年の期間は難しいと思いますが、そういうものが変わらなければ、10年の期間は適切だと考えています。

東委員 その長さを、例えば、今回、市長選挙がありますし、ある程度、それに合わせた長さにできないのか。例えば、4年、4年であれば8年とかです。10年の期間は、必ずどこか途中で違うことになってしまうような気がします。何かうまく調整のとり方はないのかなと思うのですが、必ず10年でないといけないとかあるのですか。そんなことはないのですか。

新本総合企画局担当理事 必ずしも10年でなければということはありません。

東委員 途中でかわったら変えるということのももちろんそうだと思いますし、長さ的にも、どこかで中途半端になって、必ずこれと市長マニフェストがやっぱり違う、あるいは何か変わってきているということが起こり得ることを予想できるような状態のまま進もうとしているのではないですか。もしかしたら、皆さん、その10年後には私もいないかもしれないのに、ちょっとどうなのかなと思いますが、期間的に。

坂委員 僕は、逆にそうは思わないのですよ。地方自治法で10年間程度の長期計画をつくれとしているのは、これはやはり市長さんがいろいろかわっても、基本的

な見通すべき先は、やはりベース10年ぐらいが限度であり、市民の中には、右から左までいろいろな方がいらっしゃるし、世代的にも様々だから、それらをトータルして、市としての目標を決めていこうということだと思う。マニフェストの部分では、市長が一人の方、あるいはどこかの党派であったとしても、そこまでの作業はできないわけです。その方が、重点だと思われることをマニフェストにうち出し、それが評価されたら、4年間まちづくりを進めるということになる。その意味から、僕は、総合計画というものはもっと市民的なコンセンサスが得られた部分として大事なものだと思っています。

だから、今、八木さんがおっしゃったように、本当に、例えば、基本構想があり、基本目標の、前回なら6本の柱立てをしたのなら、その柱立てで10年間は推進すべきだし、少なくとも、その10年後の次の計画を立てるときには、その6本の柱立てに沿って、どうだったのかということを経済し、その上で、じゃあ、今回は5本の柱にしよう、あるいは項目を入れかえてみようという議論をしながらまとめていかなければならないと思うのです。結局、自治体が、この間、同じ話を繰り返しているのです。

例えば、いわゆる箱物行政の問題でもそうですが、それなどは、総括をしていないからおきるのです。だから、きちっとした総括が要るのではないですかということをお僕は言いたかったし、先ほど、新本さんが、たったこれだけの内容で総括を書いていますと言うけれども、それはあまりにも乱暴な議論です。

それと、資料についている市民の関心の度合いもそうですが、自治体は何をしなければならぬかと言ったら、インフラ整備です。安全・安心なインフラ整備をすることが当然で、そのことに市民の関心が高かろうと低かろうと整備をしなければならぬ。自治体の基本はやはりそこにあるわけです。

その安全・安心は、単に箱物だけではなく、福祉の分野であり、教育の分野のインフラということだから、基本的にそういう観点で考えてどうなのかが大切だと思うのです。その意味に立って、総括は必要ではないですかと申し上げているのですが、も

う時間がないから、これ以上は言いませんが、ちょっと余りにも強引ではないかと私は思います。

田窪部会長 ほかにないですか。

篠原委員 大事なことから時間をかけてもいいと思うのですが、デスマッチというのもどうかと思います。

最終的に、審議会ですから、どうしてほしいという意見に集約しないといけない。それと、あと、発言も気になったのですが、自由にしゃべりたい者がしゃべっていいのか、指名されて発言するのか、ちょっと僕は知らずに来ているので、その辺ちょっとわかりませんし、ずっと一つのことに對しての議論だし、ほかの部会でも議論しているので、正反対のことを言われているかもしれない。もう恐らく切りがないというか、どちらが整理されるのかちょっとわかりませんが、その辺を整理してもらった方がいいのではないかと思います。以上です。

田窪部会長 ありがとうございました。

こういう審議会のメンバーに市民団体から参加している私の方からすれば、市政を動かしていくことについては、行政と市議会の先生方が携わっていかれるものだと。我々は、先ほども言いましたように、10年がいいのかどうなのかというところは、市民の感覚からすれば、10年先以上のことを言われても想像もつきにくいということですが、まあまあ10年ぐらいだと何とか感覚的には想像がつくだろう。10年あれば、何かできていくのだろうという感覚があって、自分自身にとっては、まあまあ想像がつく年数じゃないのかなと考えています。

また、基本構想の芯を変える変えないという議論がありましたが、やはり、そういう芯があって、いわゆるその下に実施計画がある。時代は10年と言っても、10年で相当変わる場合もあるし、変わらない場合もあるので、その都度、計画の見直しをして、動かしていくのが行政、そしてまた、市議会の先生方の役目と言えば、ちょっと失礼になりますが、そうやって動かしていただくべきであると思いました。

これで時間の方もきましたので、事務局の方で、何か全体的にありますか。

新本総合企画局担当理事 それでは、今、基本構想に関していろいろご意見をいただいています。これは、各部会でも、基本構想についてのこういうやりとりをしており、どの部会でも同じ内容を議論していますので、その辺の意見調整も含めて、正副会長・部会長会を別途に設置することにしています。

今回、この基本構想、後から、計画総論、財政フレームも含めてですが、出たご意見についてはその正副会長・部会長会に挙げて、各部会間での調整をしていきたいと思っております。

田窪部会長 全部会が集まった場ということですか。

新本総合企画局担当理事 各部会からは部会長と副部会長だけ出てきていただくことになります。

田窪部会長 そこで総合的にまとめていくということですか。

ほかに、皆様、何かこの件についてございませんでしょうか。

八木副部会長 ちょっとすいません。当局に聞きたいのですが、総会の際に私はちょっと意見を言わせてもらいましたが、いわゆる基本構想、計画総論のところをもうちょっとじっくりやるべきだと思います。財政フレームについても、きちっとみんなで議論すべきだという話もありました。

それも、何となく意見だけで、流れてしまった。この後も、全くおなじです。この日程はよく知らないが、各論の細かいところは、私は言いましたが、賛否両論いろいろあると思うのです。僕は、各論こそ、市長選挙とかに見られるべきであって、そういうのが拳がっていますと言ってもいいと思うのです。それをどういう方向にするとか、どこに力を入れるとかを、それこそ市民の皆さんの選択にゆだねるべきだと思います。

策定委員会にしても、我々審議会にしても、そこまで踏み込むのはちょっとしんどい話です。ただ、この中に、プログラムというか、項目について入れるかどうかとい

う判断ぐらいはしてもいいと思いますが、細かいことまで入ってしまうと、かなり問題です。私は、むしろ、計画総論までのものを、もう少しみんなで時間をかけて体系づくりも含めて議論した方がいいと思うのです。

ところが、結局、その結論を得ないまま総会も終わってしまい、私は、総会の後に、正副会長・部会長会があると思っていたがそれもなかった。それできょうを迎えたのですが、その辺の進め方はどう考えているのか、最初の日程どおり、基本構想などを2回ぐらいで終わって、次の各論に入るのはいかがなものかと思う。その辺の柔軟性はどうか。

新本総合企画局担当理事 ですから、これは、総会のときに、森池委員の方からも、一回で基本構想から財政フレームまでが終わってしまうという日程だが、それにとられるのかというご質問をいただきました。これに対し、10月末という期限は決まっていますが、その中で十分議論ができるような日程の組み方あるいは回数の持ち方について適宜お話をさせていただくと回答しております。これまでも3つの部会で同じような議論をしていますが、どの部会も、次回に一部持ち越しとなっております。

ですから、当然、ここは審議会ですので、いろいろなご意見をいただき、市も一定の話はさせていただきますが、審議会としてどこかで調整していただく必要があります。その調整を次回にとるのか、またその次回にとるのかは、この部会の議論の状況によると思われますが、一定のところでは、正副会長・部会長会で整理をしていきたいと考えており、必ずしも今回の一回だけで整理ができるものとは考えておりません。

東委員 回数を増やしていいということですか。

新本総合企画局担当理事 場合によります。一番考えられるのは、例えば、この部会ですと1時半から3時半までということをお願いしておりますが、審議時間の延長をお願いして4時半までさせていただくとか、あるいはそういうことがどうしてもできなければ、もう一回臨時部会を持つというような対応を臨機にさせていただき

たいと考えております。

田窪部会長 はい、ありがとうございます。

本日は、皆さんにご案内したのが3時半までなので、一応、次に移らせていただきます。それで、おそらく積み残しの形で進むこととなりますので、次回審議を1時間延ばすかどうかを決めたいと思います。

副部長さん、それでよろしいでしょうか。

八木副部長 はい。

田窪部会長 じゃあ、そういうことで進ませていただきます。

続きまして、計画総論と財政見通しの部分について、事務局の方から説明をお願いします。

田村総合計画担当グループ長 それでは、続きまして、基本計画総論の部分と、一番最後になります、各論の計画推進編第2章の財政見通しにつきまして、あわせてご説明をさせていただきます。

それでは、まず、基本計画総論の方をお願いいたします。

こちら表紙をめくっていただきまして、1ページから入らせていただきます。

第1、西宮市の概況では、歴史、位置・地勢、気象について記述しております。

1ページ目は、歴史につきまして、西宮の名前の由来から始め、現在に至るまでの大きな流れを記述し、2ページでは、市制施行以降の重要な項目につきまして、表形式でまとめさせていただいております。

そして、3ページでは、位置・地勢につきまして、東は武庫川・仁川を境に尼崎・宝塚両市に、西は芦屋市に、北は六甲山系北部で神戸市にそれぞれ接し、阪神地域の中央部に位置しているといった記述を、3の気象では、その特性は、おおむね瀬戸内海性気候を示しているといった記述をしております。

それでは、続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページ以降で、第2、計画の基本指標につきまして記述しております。

計画する上で基本的な指標になる人口と経済指標について記述をしております。

まず、4ページの人口では、

(1) 総人口で、市制施行以降の本市の人口推移をまとめております。

(2) におきまして、将来人口の推計を行っております。こちらにつきましては、計画期間である21年度から平成30年度までの間の人口予測結果を記述しております。

その内容につきましては、資料の 8 と 9 をつけさせていただいております。

9の方が、将来人口推計の報告書ということで、詳しくまとめているもので、8の方が、将来人口推計の概要でございます。

それでは、この 8 に基づき、少し説明をさせていただきます。

将来人口推計をするに当たりまして、まず期間は、平成30年の目標年次までの推計を行っております。

そして、2番といたしましては、推計方法でございます。こちらでは、コーホート要因法という手法を用いて推計を行っており、このコーホート要因法は、国とか県も長期的な人口推計を行う際に用いている、最も一般的で適切な方法とされています。

考え方としましては、コーホートとは、こちらにも米印で書いておりますように、同年または同期間に出生した集団のことです。例えば、今、1歳の方々が来年には2歳になって、その数がどのようになるか、その2歳の方々が次の年に3歳になって、数がどのように推移していくのかを見ていき、予測をするという手法でございます。その手法、予測をするに当たりまして使うデータを、次の3に記述しています。

まず、基準となります人口につきましては、国勢調査人口を使いますのが通常でございますが、本市では、国勢調査人口を用いますと、平成2年、7年、12年、17年と、震災によって落ち込み、その後、急激に回復した状況がもろに反映されてしまい、その影響を排除することがかなり難しいということから、今回の推計に当たりましては、住民基本台帳人口の直近5、6年のデータを用いて推計を行っているというものです。

そして、次に使いますのが、いわゆる自然増の出生率でありますとか死亡率、そし

て、社会増減の転入・転出状況、それを移動率といった形で使用いたします。出生率につきましては、過去3年の本市の実績値をもとに平均値を出して使っております。

また、1ページの一番最後になりますが、といたしまして生残率を使います。これは、1から死亡率を引いたもので、翌年に生き残る率と理解していただければと思います。これも、本市の実績値を用いております。

それでは、2ページ目をお願いいたします。

純移動率というものは、転入・転出の状況を用います。

そして、最後に、純移動率の補正がございます。これにつきましては、今後、大規模な宅地開発が見込まれるとか、そういったたぐいの、いわゆるこの5、6年のトレンドから大きく外れるようなものが予定されている場合、移動率に補正を行うという手法がとられますが、今回の推計に当たりましては、そのトレンドから大きく外れるような要因は見当たりませんので、純移動率についての補正は行っておりません。

そのようなコーホート要因法を用いて推計をしました結果が2ページの下表の推計結果になります。こちらの方で、全市の欄を見ていただきますと、平成30年で50万9,000人、その間につきましても、人口の増加率そのものは鈍ってまいりますが、今後も、平成30年までは緩やかな増加が続いていくという予測となっております。

そして、次の3ページをお願いいたします。

こちらの方では、年齢別人口、年齢構成につきまして予測しております。その結果は、まず、3ページの真ん中の表になります。

こちらの方で、国や県が同様の予測を行っております。それとの比較をいたしますと、平成27年での年齢階層では、全国で年少人口が11.8%、兵庫県12.2%に対し、西宮市は14.6%ということで、他市に比べると比較的若い年齢階層であるということが言えるかと思えます。

そして、その下の表になります。

こちらの方は、本市の年齢構成の平成19年と30年を比較しております。他市と比べ

まして、比較的若い年齢階層にある本市ですが、19年と30年を比べますと、年少人口15.1%が13.8%になり、高齢者人口割合17.5%が22.3%になるというように、本市におきましても少子高齢化の波は避けて通れないという状況の推計結果となっております。

今言いました、この資料8の内容を記述しておりますのが、総論（原案）の4ページ、5ページになります。

では、続きまして、総論（原案）の6ページをお願いいたします。

こちらの方で、もう一つの基本資料である経済指標について記述しております。

過去の名目GDPと成長率につきまして、グラフで表した上で、分析としましては、下の2行ぐらいになりますが、本市の経済においても大きな成長が見込める状況ではないという記述としております。

それでは、続きまして、7ページです。

第3、市民の意識でございます。

こちらにつきましては、先ほども説明に出ましたが、平成18年度に市民満足度調査、昨年度にまちづくりに関します市民アンケート調査を行ってまいりました。その結果をこちらの方でまとめております。

それぞれの詳しい内容につきましては、資料の12の方が満足度調査の結果、13が市民アンケート調査の結果でございますので、ご参照いただければと思います。

それでは、総論の7ページに戻っていただき、まず、1の市内居住年数と年齢構成でございます。

こちらでは、説明文の1行目にありますように、居住年数が短い区分は、20代から40代が大半を占めており、子育て世代の流入が大きな要因であると考えております。

また、次の、2番の定住意識につきましては、現在の場所にこのまま住み続けたいと考えておられる方々の割合は63.5%になっているという内容でございます。

それでは、8ページ、9ページをお願いいたします。

こちらで、都市の印象について聞いております。

下の表に挙げております11から12の内容につきまして、印象の強いものを三つ選んでいただくという方法でお聞きしております。交通の便利さ、良好な住宅地、河川沿いの景観、そういったものが上位にあがっております。

9ページでは、都市の将来像につきまして、下にあります10個の選択肢から印象の強いものを三つ選んでいただいております、高齢者や障害者などすべての人に優しいまちでありますとか、災害に強い安全で安心できるまちが高い支持を得ております。また、心のふれあいがある健康的で明るいまち、自然が豊かでリサイクル活動も盛んな環境と調和したまちも高い支持を集めているというものでございます。

それでは、次の10ページをお願いいたします。まちづくりの重要課題でございます。

市民満足度調査におきまして、第3次総合計画で実施している各施策が、まちづくりを進めていく上でどれだけ重要と思うかという質問をさせていただき、点数化したものでございます。上位には、災害に強いまちづくりでありますとか、防犯・交通安全対策の推進、医療保険と医療費助成、高齢者福祉の充実、地域保健医療体制の充実、そういったものが上位に上がっています。

それでは、11ページをお願いいたします。

第4、都市空間整備の基本的な方向につきましては、地域別の整備方針と都市構造の設定という二つの項目で記述しております。

まず、地域別整備方針では、南部地域、北部地域、臨海地域のそれぞれで記述しております。

都市構造の設定では、都市核・地域核、そして、都市軸についてそれぞれ記述しております。

それでは、続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

第5、重点プロジェクトでございます。

この重点プロジェクトは、現在の第3次総合計画にはない項目として記述しており、

このリード文にもありますように、まちづくりの基本目標『ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮』と五つの将来のまちのイメージを実現していく上で、今後のまちづくりにおいて、市民が夢や希望、安心を実感できるような事業施策を重点プロジェクトと位置づけ、重点的に実施していくというものです。また、この重点プロジェクトは、まちづくりの基本目標『ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮』とそれぞれ実施する各施策をつなげるものであると考えております。

プロジェクトといたしましては六つの項目といたしますか、プロジェクトを挙げております。

まず、六つのプロジェクトを選んだ理由としましては、この基本目標『ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮』の「ふれあい」の部分を意識したということ。あと、時代の潮流で挙げました「少子高齢化の進展」でありますとか、「環境に配慮した循環型社会への移行」、こういったものを踏まえていること。そして、先ほど見ていただきました市民意識において、「安全・安心」、そういったものが上位に位置してきているといったこと。それと、現在の第3次総合計画から繰り延べてきた事業、懸案課題、こういったものを踏まえ、この六つのプロジェクトを設定しております。

まず1番目といたしましては、12ページ、1、公共施設の耐震化でございます。

具体的には、平成27年度までに学校園を始めとする公共施設の耐震改修を完了させることを考えております。

そして、2番目が、多世代ふれあい事業でございます。

こちらにつきましても、説明文の下3行ぐらいになりますが、子供とお年寄り、あるいは若者とお年寄りなど、多世代がふれあい交流するプログラム策定でありますとか、総合的な施策の展開を図るとともに、全市的な拠点施設の整備を考えております。

そして、3番目といたしまして、環境問題への取り組みでございます。

地球温暖化対策でありますとか環境学習を踏まえ、具体的には、下の2行になりますが、自然エネルギーを利用した太陽光発電パネルを全学校に設置いたしますとともに

に、公共施設の壁面緑化を進めてまいります。

そして、13ページになります。

4番目といたしまして、市民ふれあいの森の整備でございます。

こちら、具体的には下の3行ぐらいになりますが、中央運動公園でございます陸上競技を他の適地で整備し、その跡地及び津門中央公園周辺から西部工場にかけての東川及び津門川沿いに市民ふれあいの森を整備してまいります。

5番目といたしましては、スポーツ施設の整備でございます。

これも、具体的には下の3行ぐらいになりますが、中央体育館を各種スポーツ施設をあわせ持つ魅力的な総合的体育施設として建てかえ整備するとともに、中央運動公園の陸上競技場を単独の施設として、他の適地で整備します。

そして、最後、6番目が、ウォーターフロントの整備でございます。

こちら、具体的には下の3行ぐらいになりますが、西宮旧港の整備によります緑地の確保と、それに続く御前浜公園や西宮浜総合公園の整備を一体的に行い、市民に、憩いと潤いを与える空間の創出を目指すというものでございます。

それでは、続きまして、14ページをお願いいたします。

第6、基本計画の見直しでございます。

先ほど、基本構想の計画期間のところでもご説明をいたしました。基本計画につきましては、ここにもございますように、社会経済情勢の変化でありますとか、施策の大綱に基づきます各施策の進捗状況などを検証し、基本計画の内容につきまして、計画期間の中間年度に当たります平成25年度におきまして必要な見直しを行っていくといった内容を記述しております。

そして、第7、部門別計画では、計画の構成のところでも触れさせていただきましたように、今後、総合計画を補完し、あわせて推進していくための各行政部門の部門別計画を、施策の大綱ごとに表形式で記述しているものでございます。

こちらの方が、ちょっと量がございまして、14ページから19ページに表の形でまと

めさせていただきます。

基本計画総論の説明につきましては以上です。

田窪部会長 続いて各論も。

田村総合計画担当グループ長 一番最後の、第2章の財政見通しと事業計画になりますが、よろしいでしょうか。

田窪部会長 続いて。

田村総合計画担当グループ長 時間のこともありますので、簡単に説明をさせていただきます。

一番最後、基本計画各論、計画推進編の一番最後になります、第2章の財政見通しと事業計画でございます。

こちらの方で、この計画期間内の財政見通しを行っております。それと、その財政見通しを踏まえた事業計画を検討しております。

そういった二つの内容につきまして、ここに記述しております。

まず、財政見通しでは、ここにもありますように、今後10年の見通しを推計しております。資料の10、財政フレームについてという資料がございますが、その資料をもとに、どのような予測を行ったのかをご説明いたします。

こちらにありますように、まず、(1)予測の方法といたしまして、可能な限り、計量経済学的手法を用い、必要に応じて積み上げ方式で補完し、予測を行っております。

推計を行うに当たりましては、市税でありますとか、地方交付税、そういった内容、市税につきましても、それぞれ税目ごとに、個人市民税でありますとか、法人市民税、固定資産税、土地・家屋償却資産、そして、都市計画税等、それぞれの税目ごとに推計を行っております。

また、支出につきましても、人件費でありますとか扶助費、扶助費につきましても、高齢者関係の扶助費、児童関係の扶助費、そして、その他の扶助費といった項目に分けて、それぞれ推計しております。その際に用いておりますのが、こちらの計量

経済学的手法でございます。説明等につきましては、こちらに書かせていただいているとおりでございますが、基本的な考え方は、過去20年でありますとか30年のデータにより、例えば、個人市民税なら、どのような項目と関係が深いかという、その項目を見つけてまいります。例えば、今の個人市民税ですと名目GDP、いわゆる経済成長率との関係性が深いということで、過去の20年、30年のGDPの流れ、推移と、個人市民税の実績値との関係性を一つの式にあらわします。その式を用いまして、今後の10年を推計するという形で予測を行っているものです。

その式の信憑性等につきまして検証しておりますのが、冒頭にお配りした資料で2枚物の資料、数字ばかりが並んでいるこちらの表でございます。A42枚をホチキスどめさせていただいている資料になります。

1ページ目のところに、主要税目のテストと書いております。

個人住民税につきまして、その見つけてきた式で推計を行いました結果と実際の結果がどれほどかけ離れているかというテストを行っております。こちらの方で、個人住民税課税標準の実際値と推計値を載せており、その横にあります誤差率で実際値と推計値とがどれだけ離れているかを示しております。

これを見ていただきましたらわかりますように、各年次におきましては、多少でこぼはございます。これにつきましては、ばらついているものの中から一番近い集約する式を見つけ、それとの差をとっているため、各年次でのばらつきがでております。

その誤差率の累計が一番下でございます。こちらでいきますと、誤差率が0.76%となっておりますので99.24%で一致しているということでございます。

よって、各年次、年次で見ますと、誤差、ばらつきは出てまいります。一定の期間で見ますと、かなり正確なものであると考えております。

その計量経済学的手法と必要に応じて行った積み上げ方式を用いて集計をした結果が、先ほどの、第2章、財政見通しと事業計画のところに載せております表の中ほど、21年度から30年度までの財政見通しとなります。全体でいきますと、歳入・歳出、それ

それにつきまして推計をして、A引くBということで、余剰財源と書いておりますが、こちらが、10年間で862億円ございます。

こちらの余剰財源は、総会の際もご指摘をいただきましたが、ちょっと誤解を与えているところがございます。市の歳入・歳出でいきますと、歳入の部分は別としまして、歳出につきましては、人件費でありますとか扶助費、そして、借金を返済してまいります公債費、そういったものにつきまして、どのように推移するかというのを歳出のところ、いわゆる経常経費につきまして推計を行っております。

そして、いわゆる投資的事業である、道路の建設でありますとか施設の建設、そういった一定期間を限って支出をいたします事業に、このA引くBのところに出てきたお金を充てていくということになります。そういう事業に充てることの可能な財源としてA引くBの862億円があるというふうにご理解をしていただければと思います。

それと、20年度末の財政基金、いわゆる市の貯金の52億円を合わせました914億円を、この10カ年の事業見通しの枠として設定しております。この大枠に整合を図りつつ検討し、設定してまいりましたのが10カ年の事業計画でございます。

この事業計画につきまして、どのような考え方に立って整理をし、まとめてきたのが、その下の(1)から(4)に記述しております。

まず、(1)といたしまして、六つの重点プロジェクトについて推進をするものでございます。

そして、(2)といたしまして、児童急増対策として、小学校の増改築を行う。

そして、(3)として、建物、道路などの公共ストックについて、今後さらに有効活用を図ることができるような計画的な維持修繕を行っていくというもの。

そして、(4)といたしまして、教育、保健、医療、福祉、環境に関します事業施策について、緊急性を勘案しながら、可能な限り財源を配分するというものでございます。

その結果が、右側の表に載せているものでございます。合計の右端のところ、

事業計画のトータルをしたものが911億円で、先ほどの914億円の範囲内におさまっているということです。

ただ、この10カ年の事業計画につきましては、あくまでもこの10年の大枠を定めているもので、実際の事業実施にあたっては、また、左側の表の一番下のところになりますが、経済情勢の変化や財政制度の変更など、財政状況を予測することは極めて困難な状況になっております。したがって、事業を実施するにあたりましては、直近の財政状況を踏まえ、毎年の実施計画、及び予算編成の中で実施時期等の必要な調整を図りながら、柔軟かつ適切に対応していきたいという記述としております。

説明につきましては以上でございます。

すいません、時間超過して申しわけございません。

田窪部会長 ありがとうございます。

時間も迫ってきて、早急にスピードを出して説明していただきましたが、ご案内しておりました時間が3時半までということで、皆さん、それぞれのご都合があるかと思えます。先ほども申しましたように、きょう積み残した分については、次回に、時間を延長して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

東委員 8月8日ですね。

田窪部会長 次回は8月8日です。

八木副部会長 時間の延長よりも、むしろ、配分をもう一遍、考え直した方が私はいいと思うのですが。

これだけの時間をかけて各論を審議する必要があるのか、私はもともと疑問に思っています。むしろ、構想と総論のところをじっくり審議したら、おのずから各論の結論は出てくると考えています。

だから、もちろん、各論について、第4部会では何も審議しないというのはちょっとまずいと思いますが、各論を審議しだすと意見がいっぱいあるのです。時間的に到底できるわけがないし、切りがない。どうせなら、総論までにじっくり時間をかけて、

どうしても各論のところでは延長しなければならないというのならわかりますが、最初から延長するのではなく、全体の回数はこのぐらいとして、積み残し分をどう消化するかです。例えば、正副会長・部会長会がありますが、そこで私が勝手に意見を言ってもだめなわけで、皆さんの意見をまとめたものを正副会長・部会長会で言わないといけないわけです。語弊がありますが、みんなが勝手なことを言っただけではだめだし、その辺を意見としてまとめないといけない。少なくとも、もう少し構想と総論に時間をかけた方がいいのではないかと思います。

篠原委員 それも含めて、次回、もしここで合意がとれるなら、欠席の方もおられますが、1時間だけ延ばしましょう。もし時間が余って、はやく帰れるならだれも怒らないし、おっしゃったことも含めて、ちょっと話す場が必要ではないですか。

今、ここで、何回目にするということは多分決められないと思う。

東委員 1時間延長ということで時間をとっておいたらいいですか。

田窪部会長 今、篠原委員さんの方からありました、そういう部分も含めて、次回は1時間延長して、4時半までということによろしゅうございますか。

(「はい、わかりました」の声あり)

田窪部会長 それじゃあ、ありがとうございます。

事務局の方は、よろしいでしょうか。

田村総合計画担当グループ長 はい、結構です。

ですので、次回につきましては、きょう、総論の部分と各論第2章につきまして、説明だけ終わらせていただいたということで、次回に、ご審議をいただくのとあわせまして、予定として、39の都市型観光の振興と、40の産業の振興につきましても、ご審議いただければと考えております。

東委員 基本的に、審議会というものが、私、まだ不慣れでよくわからないのですが、是正、改正とかの変更を求めるものはこういうものですよということを最後にまとめあげるのですよね。ぱっと意見を言って、聞きましたで終わるものではない

ですよね。

新本総合企画局担当理事 ですから、もちろん、そういうことでの整理をしていただくものですから、具体的には、ここをこう変える、あるいはこういう表現にするべきではないかというご意見をいただかないと、当然、市の方もそのご意見を受けて、こういうふうに変えましょうという部分と、こういう理由でやっぱり変えられませんという部分などのやりとりができないと思うのです。

東委員 私は策定委員だったので、策定委員会的时候は、聞いて終わりという扱いにされた意見もありましたし、たくさんの策定委員の方からもそういうご意見が出ていました。今回は、それがないようにしていただければと思っております。

田窪部会長 市の方からは何か。

新本総合企画局担当理事 もう特にございません。

田窪部会長 そうですか。

本日の会では、本当に不手際で、時間内に終わらない、また、十分に、審議ができないということがございました。重々おわび申し上げます。

また、これに懲りませず、次回、どうかひとつ効率的な審議で、いい結果が得られますようお願いしたいと思います。本当にどうも、今日はありがとうございました。

(終 了)